物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	ペットボトル売払い（単価契約）　予定数量:1, 000, 000Ｋｇ
引渡場所	豊田市内中間処理施設
引渡期限	令和10年3月31日

単価契約区分	単価契約
消費税率	１０％

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	予定数量	数量	積算単価	積算金額	積算摘要	前回数量	数量	前回金額
1	ペットボトル	―	1, 000, 000	Ｋｇ						

「ペットボトル売払い（単価契約）」に関する仕様書

（目的）

第１条　豊田市（以下「甲」という。）の契約者（以下「乙」という。）への市内の資源ステーション及びリサイクルステーションにおいて市民から回収したペットボトル（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げる物品であって、同告示第二項の規定に適合するものを充塡するためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）の売払いに当たり、ペットボトルの水平リサイクルの推進を図る。

なお、本物品売払い契約書（以下「本契約書」という。）中、豊田市物品売払い契約約款と本仕様書が異なる場合は、本仕様書の定めを優先する。

（売払物品）

第２条　ペットボトル

ただし、甲が指定する豊田市貝津町地内の中間処理施設(以下「中間処理施設」という。)でベール化したペットボトルのうち、別表１「分別基準表」の基準を満たすもの（以下「本物品」という。）。

（引渡期間）

第３条　本物品の引渡期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（水平リサイクルに係る遵守事項）

第４条　乙は、以下の事項を遵守するものとする。

（１）乙は、本物品を日本国内におけるペットボトルの水平リサイクルの原料として買い受けるものとする。

なお、ペットボトルの水平リサイクルとは、ペットボトルを新たなペットボトル用原料としてペレット化し、ペットボトル又はプリフォームを日本国内で製造する者に引き渡すまでをいう。

（２）乙は、本物品を、乙の責任において、第３条の引渡期間末日から６か月以内に全て水平リサイクルすること。

（３）乙は、本物品の引渡を受けるまでに、水平リサイクルの処理計画書を甲に提出するものとする。また、計画に変更があった場合は、速やかに修正し、甲に報告するものとする。

（４）乙は、本物品の水平リサイクルの処理状況を追跡し、引き取った全ての本物品の水平リサイクルが完了するまで甲に報告すること。

（５）乙は、本物品の水平リサイクルの処理状況を確認するため、甲の依頼により当該処理物のサンプルを少量甲に提供するものとする。なお、提供されたサンプルは返却し

ないものとし、甲は、ペットボトルの水平リサイクルに関する市民等への普及啓発に使用するものとする。

（本物品の見込み量）

第５条　１,０００,０００kg

なお、上記数量の変動があった場合も、売払単価は変更しないものとし、乙は、数量の変動にかかわらず甲が売り払う全量を買い受け、滞りなく水平リサイクルするものとする。ただし、著しい数量の変動があった場合は、契約内容の変更について、乙の申出により、甲乙協議するものとする。

（本物品の引渡方法等）

第６条　本物品の引渡しに係る事項については、以下に掲げるとおりとする。

（１）引渡場所　本市内の中間処理施設。ただし、第３条に規定する引渡期間中に、中間処理施設に変更があった場合は、甲は、遅滞なく乙へ通知することとする。

（２）荷姿　以下のベール

体積　：約０．８４m×約１．１５m×約１．３m

重量　：約３７５kg

結束材：番線

（３）引渡日時　原則として、毎週月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時まで

※国民の祝日等（１２月３１日から１月３日を除く。）を含む。

（４）作業等の調整　中間処理施設との本物品の引渡しの詳細の調整は、乙の責任で中間処理施設事業者と行うものとし、引渡作業に協力するものとする。

（５）引渡し後の本物品の運搬　乙の負担とし、運搬業者を決定したら、その旨を遅滞なく甲及び中間処理施設事業者に通知するものとし、当該運搬業者を変更した場合も同様とする。

（６）計量　本物品の計量は、中間処理施設からの搬出時に当該施設のはかりで計量（単位 kg）すること(以下当該計量値を「搬出重量」という。)。

（７）所有権の移転　本物品の所有権は、乙又は乙が指定する運搬業者の本物品の運搬車両への積込みと同時に乙に移転するものとする。

（報告）

第７条　乙は毎月末日を整理日とし、次に揚げる事項を、整理日から１０日以内に書面で甲に報告するものとする。

ア　搬出するベールについて、搬出日ごとに、搬出車両数と、搬出車両ごとの搬出数量及び重量

イ　アの数量について、搬出車両数、搬出数量及び重量の月間の合計

ウ　アに係る計量伝票一覧

エ　本物品を原料とするフレーク及びペレットの製造数量及び当該ペレット出荷先毎のペレット出荷数量並びにこれらの月間の合計

２　第４条（１）の適合を確認するために、乙は、本物品全量についてロット番号でフレークからペレットまで紐付けして前項の報告を行うこととする。
３　本物品を原料として製造したペレットを含む乙又は乙が製造委託したリサイクラーが生産する全てのペレット（生産過程で発生する不良品を除く。）が日本国内の飲料メーカー又はプリフォームメーカーのみに出荷されていることを四半期毎に報告するものとする。
４　前各号による報告の報告様式は任意とする。

（売払代金の支払方法）
第８条　乙は、下記により算定した売払い代金を、以下に掲げる方法で甲に支払う。
（１）乙は、月ごとに月末日を整理日として、搬出重量を確定する。
（２）甲は、乙の報告を基に、納入通知書を乙に送付し、乙は、甲の指定する方法で支払うものとする。
（３）納入金額の算定は、１kg当たりの単価（税抜き）×搬出重量×（１＋消費税率）とする。ただし、納入金額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、搬出重量は、容器の重量を差し引いたものとする。

（甲による契約の解除）
第９条　豊田市物品売払い契約約款に掲げるもののほか、甲は、以下の（１）若しくは（２）のいずれかに適合しなくなったとき又は（３）若しくは（４）のいずれか該当した場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
（１）乙が本仕様の内容を履行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受注しようとする内容を実施した経験を有すること。
（２）乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号、以下「廃棄物処理法」という。）第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
（３）乙が第４条（1）の定めに反していることが、乙の報告その他の事実により判明した場合
（４）乙が第７条に定めた報告を怠り、又は虚偽の報告を行っていることが判明した場合

（その他）
第１０条　責任等
（１）乙は、甲の責任において生じた場合を除き、本仕様書の内容を実施するに当たり生じた事故について、責任を負うものとする。
（２）乙が甲の備品を亡失、破損等した場合は、乙はその責任を負うものとする。
（３）本物品に不適物が含まれていた場合は、乙の廃棄物として適正に処分するものとする。
（４）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定め、互いに誠意をもって対応するものとする。

別表１

分別基準表

項目			基準
ベール化したペットボトル	1	外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	2	ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	3	ベールの解体性	解体が容易であること
	4	キャップ付きペットボトル	１０％以下
	5	容易に分離可能なラベル付きペットボトル	１０％以下
	6	中身が残っているペットボトル	１％以下
	7	テープや塗料が付着したペットボトル	０％（なし）
	8	異物が入ったペットボトル	０％（なし）
	9	塩ビボトル	０.５％以下
	１０	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	０.５％以下
	１１	材質識別マークのないボトル	１％以下
	１２	アルミ缶、スチール缶	０％（なし）
	１３	ガラスびん、陶磁器類	０％（なし）
	１４	紙製容器包装	０％（なし）
	１５	その他不適物	０％（なし）